

議案第20号

阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月25日提出

阿見町長 千 葉 繁

阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

阿見町職員の育児休業等に関する条例(平成4年阿見町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第17条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

阿見町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

現行	改正後	備考
(部分休業の承認) 第17条 (略) 2 (略) 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）<u>第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項</u>の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。	(部分休業の承認) 第17条 (略) 2 (略) 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）<u>第61条の2第20項</u>の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。	

阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

【改正の理由】

- ・育児休業等に関する法律の改正に関連した条例の改正を行うもの。

【主な内容】

(1) 条項ずれの改正【第 17 条関係】

- ・「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正により、条項ずれが生じたため改正を行うもの。